

(4)地域の共生

～ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる



1) 活力と生きがいのある高齢社会

施策
16

総合的な高年者施策の推進

▶ 施策の意図

高年者の自立と社会参加を図ります。

▶ 現状と課題

わが国は、いずれの国も経験したことがないほどのスピードで高齢化が進んでいます。本市の高齢化率は、平成31年（2019年）4月には、24.5%となっており、約4人に1人が高年者である社会に突入しています。

今後はこうした社会動向を前提としながら、高年者の生活を豊かなものにしていくため、高年者のライフスタイルにあわせて、就業機会の場を確保し、趣味・スポーツなどの活動を通して社会参加することにより、生きがいを持って、自立した生活を過ごすことができるような支援が必要となっています。

また、重度な要介護状態*になっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進するに当たり、身近な地域で介護予防に自ら取り組める環境の整備、家事や見守りなどの日常生活の支援、認知症高年者等への支援、在宅医療と介護連携に関する取組の一層の推進、介護者の身体的・経済的な負担を軽減するための取組や、家族介護者の不安や悩みに応える相談支援の充実が課題となっています。

▶ 施策の方針

- 多様化する高年者福祉ニーズを的確に把握し、有効かつ適切な施策を展開できるよう「草加市高年者プラン」でその目標を定め、市民や地域、事業者などと連携しながら、介護保険制度の持続可能性を確保し、各施策を着実に推進していきます。

▶ 施策の柱

- ① 高年者の自立支援
- ② 社会参加と生きがいづくり
- ③ 介護保険制度の円滑な実施

* 要介護状態… 身体上、あるいは精神上の障がいにより、入浴や排せつ、食事などの日常生活に支障があると見込まれる状態のこと

▶ 関連施策

- 施策22 市民自治の推進
- 施策23 地域福祉の推進
- 施策24 就労支援・勤労者福祉の推進
- 施策25 障がい者福祉の推進
- 施策29 学びの成果が発揮される生涯学習の推進
- 施策31 スポーツの推進
- 施策33 心と体の健康づくり

▶ 関連分野別計画等

草加市高年者プラン

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 健康寿命を伸ばすよう日頃から健康に留意した生活を送る ● 生きがいを持ち、積極的に社会とのかかわりを持つ
地域の役割	● 空き家などを利用して高年者の居場所をつくる ● 地域の中で高年者が活躍できる場や機会をつくる
事業者の役割	● 高年者の就労機会を創出する ● 地域等と連携しながら高年者を支える取組に協力する
行政の役割	● 高年者の生きがいづくりや健康づくり、介護予防などの取組を推進する ● 介護や支援を必要とする人に対する支援の仕組みをつくる

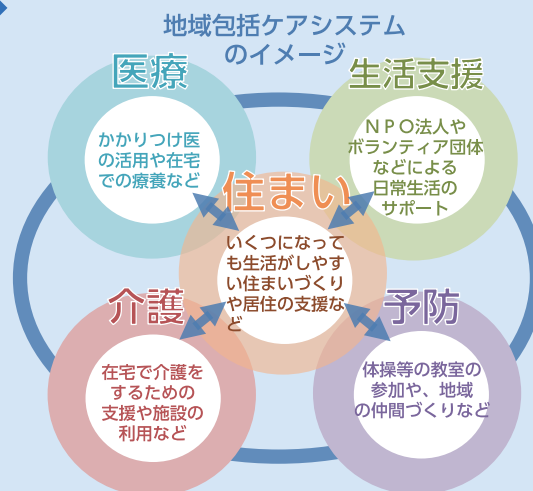
※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

◆ 地域包括ケアシステムの実現をめざして ◆

● 「医療・介護・予防・住まい・生活支援」を一体的に提供

本市では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）に向けて、住み慣れた地域でいつまでも元気に、困った時には連携して助け合う仕組みづくり（地域包括ケアシステム）を地域の皆さんや関係団体等と協力しながら進めています。



2) みんなで取り組む子育て

施策
17

児童福祉の推進

▶ 施策の意図

子育て環境を整備し、子どもたちの健全な育成を図ります。

▶ 現状と課題

少子化が進む中、持続可能な社会を実現するためには、人々が希望どおりに働き、結婚、出産、子育てを実現することができる環境を整え、人々の意識と流れを変えていくことが必要です。

平成26年（2014年）4月には、少子化と人口減少を克服することを目的として、次世代育成支援対策推進法が令和6年度（2024年度）末まで延長されました。また、幼児教育・保育、子育て支援の質・量を充実させるために、平成27年（2015年）4月から子ども・子育て支援法が施行され、「質」と「量」の両面から、子育てを社会全体で支える制度が始まっています。本市の保育園等の待機児童数については、着実にその数を減らしていますが、その解消には至っていません。

▶ 施策の方針

- 待機児童対策や保育園の耐震化を推進するとともに、総合的・計画的に子育て支援体制の充実や、子育て世代及び子どもにやさしい環境の整備を進めていきます。
- 今後も引き続き、総合的な情報の提供などにより、地域ぐるみでの子育てを支援し、障がいの有無や家庭環境にかかわらず、全ての子どもたちの健全な育成と福祉の推進を図っていきます。

▶ 施策の柱

- ① 子育て支援の推進
- ② 安全安心な保育の推進
- ③ 子どもの発達支援
- ④ 子育て世帯への経済的支援

▶ 関連施策

- 施策18 目指す「草加っ子」(15歳の姿)を育む幼保小中を一貫した教育の推進
- 施策19 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
- 施策20 教育環境の整備・充実
- 施策21 子ども・青少年育成の充実
- 施策22 市民自治の推進
- 施策23 地域福祉の推進
- 施策25 障がい者福祉の推進

▶ 関連分野別計画等

- 草加市障がい者計画
- 草加市障がい児福祉計画
- 草加市子どもプラン

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 子育てについて関心を持つ ● 子育て・子育て活動に参加する ● 子育て・子育てのニーズを市民から提案していく
地域の役割	● 地域で子育てを支える仕組みをつくる ● 高年者と子どもたちが交流する機会をつくる ● 地域の人たちと子どもたち・子育て中の親たちが集まり交流できる居場所・拠点づくりを支える
事業者の役割	● 安心して子どもを預けられる子育てサービスを提供する ● 地域に開かれた子育て事業を進める ● ワークライフバランス等に配慮し、子育てをしやすい労働環境にする
行政の役割	● 子どもに対する医療費の助成、待機児童の解消など、子育て世帯への支援を行う ● 地域の人たちと子どもたち・子育て中の親たちが集まり交流できる居場所・拠点づくりを進める ● 子育てに重要な情報をくみ上げ、健診など各種手続のときに情報提供し、出会いの機会として積極的に活用する

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

2) みんなで取り組む子育て

施策
18

目指す「草加っ子」(15歳の姿)を育む幼保小中を一貫した教育の推進

▶ 施策の意図

変化の激しい社会を生き抜くことのできる、自ら学び、心豊かに、たくましく生きる「草加っ子」を育成します。

▶ 現状と課題

本市では、変化の激しい社会を生き抜く力を身に付けた子どもの中学校卒業時の姿を、自ら学び、心豊かに、たくましく生きる「草加っ子」(15歳の姿)^{*1}とし、幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校全体でめざす子どもの姿を共有し、家庭や地域とも連携しながら、その実現に向け、「幼保小中を一貫した教育」の実施、0歳から15年間の子どもの育ちを見通した教育課程等の編成・実施、研修の充実などへの支援・指導に取り組んできました。これらの継続的な取組により、子どもの内面の育ちをとらえる上で重要な、自己肯定感や自己有用感の高まりが見られるようになりました。

また、いじめ・不登校などに対する教育相談、問題行動の予防や解決を図るための積極的な生徒指導の充実を図り、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関との緊密な連携のもと撲滅に取り組むなど、複雑化・困難化している問題に対応しています。

一方で、家庭環境によって学校への登校が困難な子どもや、障がいのある子どもたちへの支援など、一人ひとりのニーズへの対応がますます求められています。

▶ 施策の方針

- 知(自ら学び)・徳(心豊かに)・体(たくましく)のバランスのとれた目指す「草加っ子」(15歳の姿)の実現に向け、園・学校・家庭・地域が一層の連携のもとに、0歳から15歳までの子どもの育ちを見通した教育課程の編成などを通じて、幼保小中を一貫した教育に取り組みます。
- 児童生徒の基礎・基本の徹底を図るとともに、学力の向上につながる、知識及び技能、思考力・判断力・表現力等の向上を支援するため、アクティブ・ラーニング^{*}を推進します。また、児童生徒が読書に親しむ環境の充実を引き続き図ります。
- 道德教育、環境教育、音楽教育、読書活動等を通じて、社会生活の決まりや人との関わり方、基本的モラルを習得した心豊かな児童生徒の育成をめざします。また、いじめや不登校などの学校生活の諸問題に対して、だれでも気軽に相談できる柔軟な体制の充実を図ります。

^{*} アクティブ・ラーニング… 一方的な講義形式とは異なり、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称

- 明るく豊かで活力のある生活が営めるよう、運動に親しみ、生活習慣を改善し、日常的に運動する児童生徒を育成します。また、健やかな体づくりのため、地産地消による学校給食、食育、学校保健の充実を図ります。
- 障がいの有無や家庭環境にかかわらず、全員が等しく教育を受けられるよう、一人ひとりのニーズに応じ、関係機関と連携した支援の充実を図ります。
- 質の高い教育活動を行うため、教職員への研修等の充実を図り、指導力の向上をめざします。あわせて、取り組むべき教育課題に対応した研究を推進し、市内各校へその成果と効果的な方策を広げます。

▶ 施策の柱

- ① 子ども教育の連携の推進
- ② 自ら学ぶ「草加っ子」の育成
- ③ 心豊かな「草加っ子」の育成
- ④ たくましく生きる「草加っ子」の育成
- ⑤ 多様なニーズに対応した教育と支援の充実
- ⑥ 「草加っ子」の学びを支える指導力の向上

▶ 関連施策

- 施策17 児童福祉の推進
 施策19 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
 施策20 教育環境の整備・充実
 施策21 子ども・青少年育成の充実
 施策28 人権の尊重
 施策29 学びの成果が発揮される生涯学習の推進

▶ 関連分野別計画等

草加市教育振興基本計画

INFO

◆ (*1) 目指す「草加っ子」(15歳の姿) とは ◆

草加市の全ての子どもが、15歳までに身に付けてほしい力を「自ら学び、心豊かに、たくましく生きる」と定め、知・徳・体それぞれ、具体的な姿を示したものです。

自ら学び	・ 基礎的、基本的な知識や技能を身に付け、活用することができる ・ 意欲や目標をもって自分から活動や学習に取り組むことができる など
心豊かに	・ 自分を大切な存在だと思えることができる (自己肯定感の育成) ・ 他人を大切にし、思いやることができる ・ 時と場に応じて、自分の感情を抑えたり我慢したりすることができる など
たくましく	・ 「早寝早起き朝ごはん」の習慣が身に付いている ・ 時と場に応じて、身だしなみを整えることができる ・ 身の回りの整理整頓ができる など

2) みんなで取り組む子育て

施策
19

学校・家庭・地域の連携・協働の推進

▶ 施策の意図

学校と家庭・地域が一体となって子どもたちの健やかな成長を支える持続可能な仕組みを構築します。

▶ 現状と課題

核家族化やひとり親家庭の増加等の家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。このことは、子どもたちの社会性や規範意識等の育ち、基本的生活習慣の定着に影響を及ぼしていると考えられます。また、子育てについての悩みや不安を抱える保護者の増加が指摘されています。

このような現状の中では、子どもたちの健やかな成長を支える上で、学校・家庭・地域と連携・協働し、これまで以上にそれぞれの教育的機能を発揮することが求められています。

今後、目指す「草加っ子」（15歳の姿）を家庭や地域と共有し、学校を中心とした地域全体が一つの「学びの場」となって子どもたちを育てる組織的・継続的な仕組みづくりが必要となります。

▶ 施策の方針

- 0歳から15歳までの全ての子どもに、これからの時代を生き抜く力や、地域への愛着と誇りを育むため、地域住民や保護者等が学校運営に参画することを通じて、学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちの成長を支える上での目標や課題を共有し、地域とともにある学校づくりを推進します。
- 親が親として育ち、親としての力を付けるための学習機会の提供など、子どもたちの「生きる力」の基礎となり、教育の出発点であり重要な役割を担っている家庭教育への支援をさらに推進します。

▶ 施策の柱

- ① 地域とともにある学校づくりの推進
- ② 家庭教育への支援

▶ 関連施策

- 施策17 児童福祉の推進
 施策18 目指す「草加っ子」(15歳の姿)を育む幼保小中を一貫した教育の推進
 施策20 教育環境の整備・充実
 施策21 子ども・青少年育成の充実
 施策22 市民自治の推進
 施策28 人権の尊重
 施策29 学びの成果が発揮される生涯学習の推進

▶ 関連分野別計画等

草加市教育振興基本計画

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

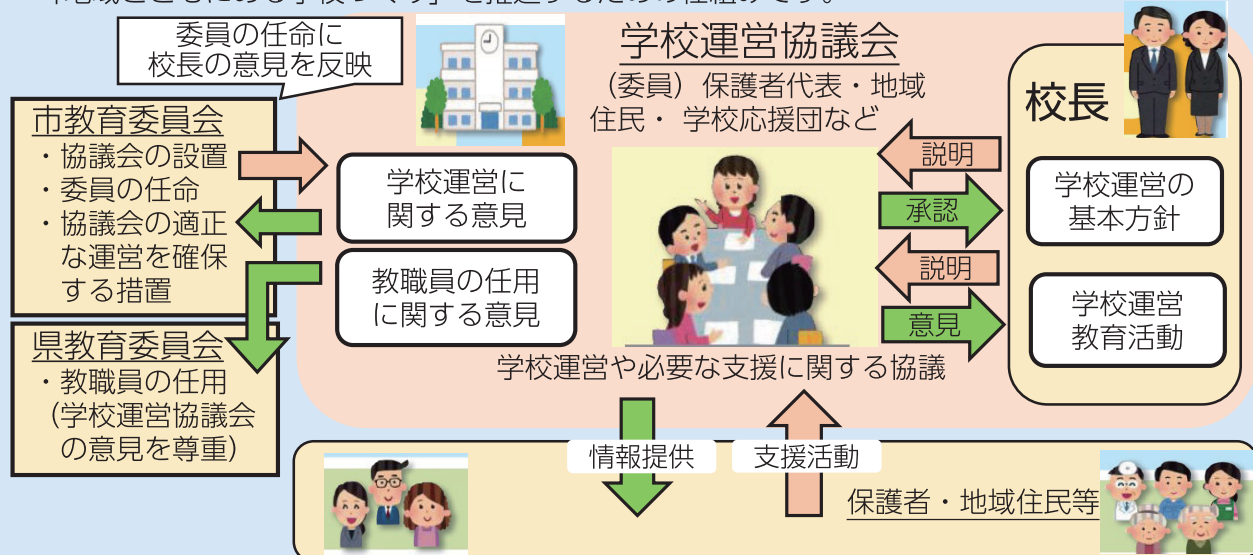
市民の役割	● 学校が行う取組にボランティア等として参加する ● 地域の歴史に詳しい人が、子どもたちに学校で教える（地域学）
地域の役割	● 学校が行う取組に対して協力する ● 地域の人たちが授業や課外活動に参加する
事業者の役割	● 学校が行う社会科見学や職業体験などに協力する ● 地域の産業や仕事を子どもたちに学校で教える（地域学）
行政の役割	● 子どもたちの能力や個性、生きる力を伸ばす教育を行う ● 明るく楽しく元気よく学べる教育環境を充実させる ● 市民や地域からの提案を学校が受け入れるようにする

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

◆ コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の導入 ◆

コミュニティ・スクールとは、学校と地域が目標を共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進するための仕組みです。



2) みんなで取り組む子育て

施策
20

教育環境の整備・充実

▶ 施策の意図

子どもたちが安全で快適に学習できる教育環境を確保します。

▶ 現状と課題

本市では、これまで、災害時には避難所となる小中学校の校舎、屋内運動場の耐震化とともに、近年の暑さ対策として、普通教室及び特別教室へエアコンを設置してきました。学校のトイレについても、環境整備のため、改修工事を行い、子どもたちへの安全安心な教育環境の確保を図ってきています。

しかしながら、多くの校舎については、老朽化が進んでいるため、今後もさらに、施設の整備を計画的に進め、次世代を担う子どもたちのために、安全安心な教育環境を確保していく必要があります。

さらに、学校施設は、災害時の避難所としての指定を受けていることから、防災機能の向上に取り組む必要もあります。

教材・備品については、今後も計画的に整備する必要があります。また、社会の急速な情報化に伴い、情報教育やＩＣＴ（情報通信技術）の活用など、学校においても教育の情報化が求められています。今後は、ＩＣＴ機器などの整備を進め、教科等指導や校務の情報化、教員のＩＣＴを活用した指導力の向上などを通して、子どもたちに分かりやすい授業を実施するとともに、子どもたちの主体的な学びを促す学習環境の整備が必要です。

▶ 施策の方針

- 「草加市公共施設等総合管理計画」「草加市学校施設整備基本方針」「長寿命化計画」等に基づき、計画的に学校教育施設の改修や長寿命化を進め、安全で安心して学習できる教育環境を整備していきます。
- 教材・備品の整備・充実とともに、教育の情報化に対応した学習環境の整備・充実を図り、児童生徒のコミュニケーション能力、課題解決能力、情報活用能力を育成し、情報モラルの向上のため、ＩＣＴを活用した効果的な教育活動に取り組みます。

▶ 施策の柱

- ① 安全安心な学校教育施設の整備・充実
- ② 学習環境の整備・充実

▶ 関連施策

- 施策9 危機管理体制の強化
 施策17 児童福祉の推進
 施策18 目指す「草加っ子」(15歳の姿)を育む幼保小中を一貫した教育の推進
 施策19 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
 施策21 子ども・青少年育成の充実
 施策28 人権の尊重
 施策29 学びの成果が発揮される生涯学習の推進

▶ 関連分野別計画等

草加市教育振興基本計画

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

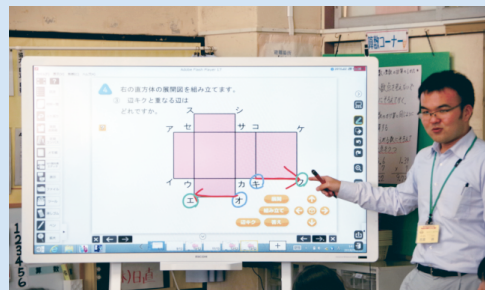
市民の役割	● 学校が行う取組にボランティア等として参加する ● 地域の歴史に詳しい人が、子どもたちに学校で教える（地域学）
地域の役割	● 学校が行う取組に対して協力する ● 地域の人たちが授業や課外活動に参加する
事業者の役割	● 学校が行う社会科見学や職業体験などに協力する ● 地域の産業や仕事を子どもたちに学校で教える（地域学）
行政の役割	● 子どもたちの能力や個性、生きる力を伸ばす教育を行う ● 明るく楽しく元気よく学べる教育環境を充実させる ● 市民や地域からの提案を学校が受け入れるようにする

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

◆ ICT（情報通信技術）を活用した授業風景 ◆

教科書やノートなどの様々な情報を大画面にテンポよく映し出し、児童生徒の興味・関心を高め、クラス全体の集中力を持続させると同時に、「学び合い学習」を促進します。ICTの活用による学習環境の整備が進み、苦手意識の克服や、学力向上など様々な効果が生まれています。



2) みんなで取り組む子育て

施策
21

子ども・青少年育成の充実

▶ 施策の意図

ふるさと意識の持てる子ども・青少年を育成します。

▶ 現状と課題

子どもや青少年を取り巻く環境は、いじめ、児童虐待などの問題が、深刻化かつ多様化しています。こうした中で、次代を担う子どもや青少年が夢や希望を持って、のびのびと育ち、社会の一員として、自覚と責任を持ってたくましく成長を遂げていくことが望まれています。

本市では、子どもたちの安全安心な居場所として、放課後子ども教室を市内全小学校で開設し、また、創造的で自由な遊び場を子どもたちに提供する冒険遊び場を実施しています。

▶ 施策の方針

- 家庭、学校、地域社会、子どもや青少年関係団体など、広範な市民が相互の協調と連携の輪を広げるとともに、子どもの居場所づくりや、子どもや青少年自身の主体的な活動を支援・推進する各種事業を展開することにより、本市をふるさとと感じる、次代を担う健全な子どもや青少年を育てていきます。

▶ 施策の柱

- ① 子どもの居場所づくり
- ② 青少年育成の推進

▶ 関連施策

- 施策17 児童福祉の推進
- 施策18 目指す「草加っ子」(15歳の姿)を育む幼保小中を一貫した教育の推進
- 施策19 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
- 施策20 教育環境の整備・充実
- 施策22 市民自治の推進

▶ 関連分野別計画等

草加市子どもプラン

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 地域で子どもたちが育つ活動に参加する ● 子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、子どもを1人の市民として尊重する
地域の役割	● 地域で子どもたちとともに育つ意識を醸成する ● 1人の市民として子どもの意見を地域で受け止める ● 子どもたちが主体となって活動したり、意見を言える組織を地域でつくり、支える
事業者の役割	● 地域で実施している子どもたちを育てる活動に協力する
行政の役割	● 子どもたちの居場所づくりも含めて、地域で実施している子どもたちを育てる活動に対して助言や支援を行う ● 1人の市民として子どもの意見を受け止め、施策に反映させる ● 子どもの貧困問題も含めた、子育て・子育ての環境の実態を把握する

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

◆ 子どもたちが安全安心に過ごせる「放課後子ども教室」 ◆

放課後や学校休業日に、小学校の施設を利用し、子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所である「放課後子ども教室」を開設しています。

子どもたちが今日では失われがちな仲間・時間・空間を取り戻し、地域の大人から遊びを教わったり、友だちと遊んだり、宿題をしたり自由に過ごすことができます。



谷塚小学校「たんぽぽ」



草加小学校「こどもひろば」

3) とともに暮らす地域づくり

施策
22

市民自治の推進

▶ 施策の意図

市民の自主的・主体的なまちづくりを支援します。

▶ 現状と課題

これまで、「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」の基本方針に基づき、資金・人材・情報・場所などに関して、ふるさとまちづくり応援基金・まちづくり講座・コミュニティセンターの整備などの支援策の実施や、提案制度の確立・運用によるまちづくりを進めるための「まちづくりの環境整備」「まちづくりの参画手続」に取り組むとともに、住民がともに支え合えるつよいまちづくりの推進に資するため、「草加市町会・自治会への加入及び参加を促進する条例」を制定し、町会・自治会の活動を支援に取り組んできました。

このような状況の中、町会・自治会への加入率は引き続き微減傾向にあるものの、多彩な経験を持つ高年者を中心に、市民意識としての、社会貢献や地域活動に対する関心が高まっており、多様な主体によるコミュニティ活動が盛んになってきています。

今後は、市民が主体的にあらゆる課題の解決に向けて、ともに考え行動するという市民自治の推進には、若者の参加や地域リーダーの育成、地域活動の活性化や、自主的な地域活動と町会・自治会活動の交流・連携などの新たなコミュニティの在り方に向けた取組が求められています。

これからのまちづくりにおいては、住民だけでなく、本市で働き、学ぶ人や地域の団体、社会貢献活動に意欲的な法人などが重要な役割を果たすことになるので、「みんなでまちづくり会議*」や、「コミュニティプラン」策定の仕組みなどによる、多様な主体のまちづくりへの参画を促すことが必要です。

▶ 施策の方針

- 新たなまちづくりの取組として進める「コミュニティプラン」をもとに、多様な主体のまちづくりへの参画を促すとともに、地域の人材の発掘・育成を進め、行政内部についても、庁内横断的な体制づくりや計画策定により、地域のまちづくりのコーディネーターとして支援します。
- 「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」の検証を受け、新しい市民自治の仕組みを検討します。
- 地域のまちづくりにおける中心的役割を果たす町会・自治会の重要性を周知し、加入及び参加の促進に取り組めます。

* みんなでまちづくり会議…「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」に基づく市民参画手続の一つ

- 町会・自治会に対しては、活発な活動を支援するため、引き続き資金面での補助等を行います。
- 主体的なまちづくり活動を行う団体に対しては、ふるさとまちづくり応援基金等の様々な支援策について更新・充実させます。

▶ 施策の柱

- ① 地縁活動の推進 ② 市民活動の推進

▶ 関連施策

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 施策2 みどりの保全と創出 | 施策17 児童福祉の推進 |
| 施策3 環境を守り育てる | 施策19 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 |
| 施策4 良好なまちづくりの推進 | 施策21 子ども・青少年育成の充実 |
| 施策9 危機管理体制の強化 | 施策23 地域福祉の推進 |
| 施策10 防犯対策の推進 | 施策27 国際交流・地域間交流の推進 |
| 施策13 地域とともに栄える産業の振興 | 施策31 スポーツの推進 |
| 施策14 おもてなしの心が息づく観光の振興 | 施策35 市民とともに考え行動する職員の育成 |
| 施策16 総合的な高年者施策の推進 | 施策36 市民参画制度の推進 |

▶ 関連分野別計画等

草加市町会・自治会への加入及び参加を促進する条例

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 町会や自治会に加入する ● 市や地域が実施するまちづくりに積極的に参加する共助の精神を持つ ● 自治基本条例の内容を知る
地域の役割	● 町会や自治会などの活動や、魅力ある地域づくりのための様々な活動を行う ● 町会の掲示板等を利用して市民への呼びかけ、お知らせを行う ● 交流の場・相談場所の提供など自治基本条例普及の仕組みづくりを行う
事業者の役割	● 企業市民として市や地域が実施するまちづくりに積極的に参加する ● 大学の職員、学生がまちづくりに参加する ● 行政と事業を協働で行うなど、自治基本条例の普及等に努める
行政の役割	● 市民に対してまちづくり等に関する情報提供を行う ● リーダーとなる人材を育成する ● 自治基本条例で定められていることを実施する

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

3) とともに暮らす地域づくり

施策
23

地域福祉の推進

▶ 施策の意図

全ての市民が、障がいの有無や介護の必要性にかかわらず、地域社会の中でその人らしく、いきいきと安心して暮らすことのできる環境を整備します。

▶ 現状と課題

地域福祉にかかわる状況は大きく変化しており、少子高齢化・人口減少社会を迎え、核家族化や非正規雇用の増加等に伴い、家庭、職場、地域において自助・互助の基盤が弱まっています。とりわけ、世帯の少人数化等により、世帯の中で助け合うことが難しくなっている中、様々な世帯において、各分野の関係機関の連携が必要となる複合的な課題や、これまでの社会保障制度では解決が困難な、制度の狭間にある課題が発生しており、これらへの対応が求められています。

地域においては、かつては人と人とのつながりによる支え合いが存在しましたが、現在では人口減少、単身世帯の増加、団塊世代の高齢化等により、その支え合いの機能が低下しており、新たな視点で、地域における支え合いのまちづくりを行っていく必要があります。

また、地域福祉の担い手についても、人材不足や高齢化という課題があり、地域福祉の推進のためには、「支え手」「受け手」に二分せず、だれもが役割を持ち参画するという機運の醸成や人材育成が必要となります。

▶ 施策の方針

- 地域における支え合いとして、地域住民、町会・自治会、企業、商店、ボランティア団体、NPO、福祉関係者、教育関係者等の様々な人が地域福祉に参画できるよう、意識の形成や参画支援、活動支援、情報提供等を通して、コミュニティプランとの相互調整を図りながら、コミュニティブロックごとに地域力の強化に取り組みます。
- 地域で解決する仕組みづくりとして、地域での生活のしづらさや困りごとに伴走的な支援を行うコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の相談体制づくりや福祉人材の育成に取り組みます。
- 行政内部においても、ソーシャルワーカーを配置し、複合的な課題や制度の狭間にある課題について、組織を横断して支援ができるよう、包括的な相談支援体制の整備に努めます。

▶ 施策の柱

① 地域福祉活動の推進

▶ 関連施策

- 施策16 総合的な高年者施策の推進
- 施策17 児童福祉の推進
- 施策22 市民自治の推進
- 施策25 障がい者福祉の推進
- 施策26 生活保護世帯・生活困窮者の自立支援
- 施策33 心と体の健康づくり

▶ 関連分野別計画等

- 草加市地域福祉リンクプラン
(第2次草加市地域福祉推進基本方針・第4次社会福祉法人草加市社会福祉協議会地域福祉活動計画)

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 地域での助け合いの活動に積極的に参加する ● 気軽に助け合える人間関係を築く ● 活動を口コミで広げる
地域の役割	● 地域で見守り、支え合う仕組みをつくる
事業者の役割	● 地域での助け合いの活動に積極的に参加する ● 地域福祉の活動を担う人材を育成する
行政の役割	● 地域福祉に関する情報を反復、継続して提供する ● 地域福祉に必要な知識や技術を学ぶ場を設ける ● 相談できる場を設ける

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

3) とともに暮らす地域づくり

施策
24

就労支援・勤労者福祉の推進

▶ 施策の意図

就労支援等及び勤労者福祉の推進を図ります。

▶ 現状と課題

少子化の進行に伴う、生産年齢人口の減少による労働力不足と、急速な高齢化が加速化している中、それらに対応すべく、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現を可能にしていく「働き方改革」関連法の成立は、女性や高年者など多様な人材が、能力と意欲に応じて活躍できるように、また働く方のニーズが多様化する中で、育児と介護の両立など多様な働き方を選択できるように、求められる柔軟で多様な働き方の実現を可能にしていくと思われます。

今後はそれらを踏まえて、就業機会の拡大や、意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくることが重要な課題になっています。

▶ 施策の方針

- 引き続き、労働講座や就労の安定に係る各種情報の提供、相談業務の充実に努めるとともに、少子高齢化の急速な進行に伴う労働年齢の構造的変化などの各種課題に対応するために、関係機関と連携を図りながら、若年者、高年者、障がい者及び女性の就労支援等及び勤労者福祉を推進します。
- 雇用情勢は改善傾向にありますが、今後も、正社員を希望する非正規雇用労働者の正規雇用化や、就労の安定、処遇の改善に取り組むほか、ハローワークをはじめ、国の機関や埼玉県、さらには商工会議所などの諸団体とも連携・協働を図りながら、就労支援等の推進・拡充を図り、市としての取組を強化します。
- 勤労者がゆとりを持って、豊かで安定した生活を送ることができるよう、教養・文化の向上と福祉の増進に寄与する勤労福祉会館の運営を行います。

▶ 施策の柱

- ① 就労の安定支援
- ② 勤労者福利厚生の充実

▶ 関連施策

- 施策13 地域とともに栄える産業の振興
 施策16 総合的な高年者施策の推進
 施策26 生活保護世帯・生活困窮者の自立支援

▶ 関連分野別計画等

—

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 年齢や性別などにかかわらず、働くことの意義や権利などについて学ぶ
地域の役割	● コミュニティビジネスなどの機会を支援する
事業者の役割	● 地域雇用に配慮する
行政の役割	● ハローワークと連携し、求職者に対して相談や情報提供、各種講座などを行う

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

◆ 就労支援の取組 ◆

● 内職相談

子育てや介護など家庭生活を大切にしながらできる仕事（1日4～5時間）が内職です。今までの職歴を生かしたい方、手先が器用で細かい作業が好きな方など希望を聞きながら内職をあっせんしています。

● 求人情報等の提供

ハローワーク草加及びハローワーク越谷からの求人情報、草加市シルバー人材センターからのしごと情報を市内公共施設に配置し、また、求人情報を市ホームページに掲載しています。

● セミナー等の開催

ハローワーク草加や埼玉県、草加商工会議所など関係機関と連携を図りながら、求職者を対象とした就職セミナーや就職説明会を開催しています。

◆ 就職したいすべての方へ ◆

草加市と埼玉県セカンドキャリアセンターが共催で就職したいすべての方を対象に経験豊かなキャリアコンサルタントとの就職相談を通じて、職業紹介や就職支援セミナーを実施しています。

なお、女性向けセミナーでは、託児サービスを無料で利用できます。



3) とともに暮らす地域づくり

施策
25

障がい者福祉の推進

▶ 施策の意図

障がい者が安心して生活ができるようにします。

▶ 現状と課題

障がい者の主体性、自立性を確保して、全ての障がい者が社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を生み出す環境整備が必要です。

障がい者福祉制度では、平成15年度（2003年度）に支援費制度が導入され、平成18年度（2006年度）には障害者自立支援法、平成25年度（2013年度）には障害者総合支援法、平成28年度（2016年度）には障害者差別解消法が施行されるなど、障がい者を取り巻く施策は大きく変わってきています。

そのため、「草加市障がい者計画」において、基本理念を「ノーマライゼーション*」とし、めざしていく基本目標を「ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる」こととし、総合的かつ計画的に障がい者施策を推進しています。

▶ 施策の方針

- 「年齢や障がいの程度にかかわらず、個人がそのライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を受けられる体制の構築をめざすこと」「市民が安心して生活できるまちをめざすこと」の2点を基本方針とし、引き続き、「草加市障がい者計画」「草加市障がい福祉計画」に基づき、ノーマライゼーションの普及、自立と社会参加の促進やバリアフリー化の促進などの諸施策を行い、障がい者福祉の推進を図ります。

▶ 施策の柱

- ① 自立と社会参加の支援
- ② 在宅要介護者の支援
- ③ 障がい者の更生支援

* ノーマライゼーション… 障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人もだれもが、個人の尊重が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常の社会であるとする考え方

▶ 関連施策

- 施策15 心地よいまちづくりの推進
 施策16 総合的な高年者福祉の推進
 施策17 児童福祉の推進
 施策23 地域福祉の推進

▶ 関連分野別計画等

- 草加市障がい者計画
 草加市障がい福祉計画

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 障がい者に対する理解を深める（心のバリアフリー化） ● 障がい者が自立して生活できるよう支援する活動に参加する
地域の役割	● 地域で障がい者が自立した生活を送れるよう支援する活動を行う
事業者の役割	● 障がい者の雇用場をつくる ● 障がい者の自立した生活を支える活動に協力する
行政の役割	● 障がい者が地域で自立した生活が送れるようサービスを充実させる ● 障がい者の視点を活かして公共施設や道路などのバリアフリー化を進める ● 健常者・障がい者の交流の場をつくる

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

◆ ヘルプカード ◆

災害時や日常生活で困ったときに提示し支援を求めます。
 緊急連絡先や障がい、病気の特徴、飲んでいる薬、アレルギー、かかりつけ医、配慮してほしいことを書き込みます。



◆ ヘルプマーク ◆

外見上は健康に見えても、疲れやすく、同じ姿勢を保つことが困難な人や災害時などに自分で安全に移動することが困難な人もいます。

ヘルプマークを付けている人を見かけたら、優先席の利用、駅などでの声かけ、災害時の避難支援など配慮をお願いします。



◆ たのしそうか さがそうか ◆

● 草加市内障がい者施設製品紹介パンフレット

「障がい者施設 みんなが作り上げた“おいしいもの”、“たのしくなるもの”を、もっと身近に感じてほしい！」そんな思いからこのパンフレットは作られました。このパンフレットが、みなさんをつなぐ一助となれればと願っています。

3) とともに暮らす地域づくり

施策
26

生活保護世帯・生活困窮者の自立支援

▶ 施策の意図

生活保護世帯・生活困窮者が社会的に自立できるように支援します。

▶ 現状と課題

これまで、生活保護世帯数は右肩上がりで増加してきましたが、近年は減少する傾向も見られます。この背景には、有効求人を含めた社会経済状況が大きな要因として挙げられます。また、生活困窮者への相談支援体制が充実したことや、ハローワーク等の関係機関との連携による就労支援が強化されたことも、要因の一つとして考えられます。

しかし、生活保護世帯や生活困窮者の動向は、社会経済状況の影響を避けられません。状況によっては、今後、生活保護世帯や生活困窮者が増加に転じる可能性は十分にあります。そのため、引き続き社会経済状況を注視するとともに、その状況に応じた必要な支援を行っていく必要があります。

なお、生活保護世帯員の年齢構成をみると、高齢化が進んでおり、それにともない医療扶助や介護扶助のニーズが大きくなっています。

▶ 施策の方針

- 様々な原因により自力では生計を維持できず生活困窮に陥った、又は陥る可能性のある市民に対し、それぞれの世帯の状況に応じた自立支援を行います。

▶ 施策の柱

① 生活保護世帯・生活困窮者の自立支援

▶ 関連施策

施策23 地域福祉の推進

施策24 就労支援・勤労者福祉の推進

▶ 関連分野別計画等

—

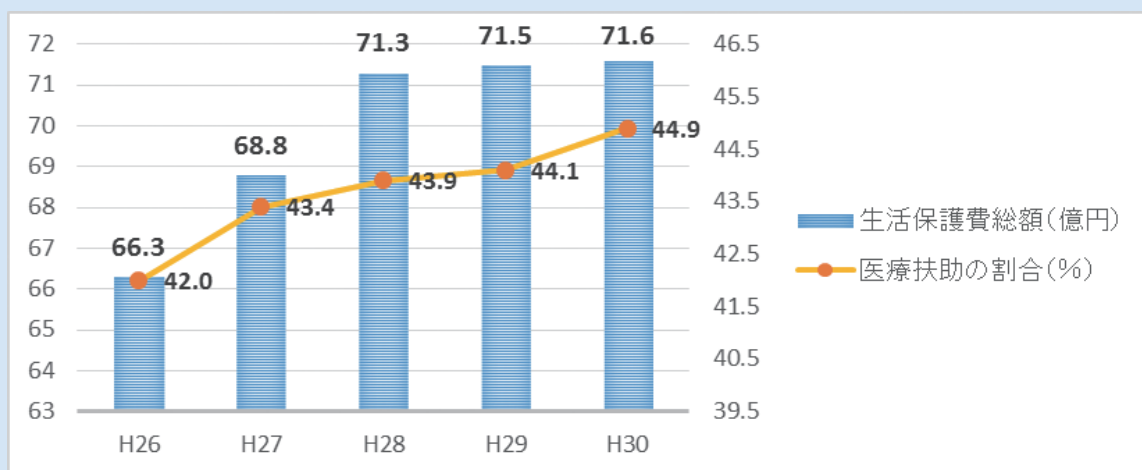
▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 健康管理や就労活動などの自助努力を行う
地域の役割	● コミュニティビジネスなどを立ち上げ、生活困窮者等を雇用する
事業者の役割	● 生活に困窮している市民を積極的に雇用する
行政の役割	● 生活保護世帯や生活困窮者に対して相談や就労等の指導を行う ● 情報交換できる場をつくる

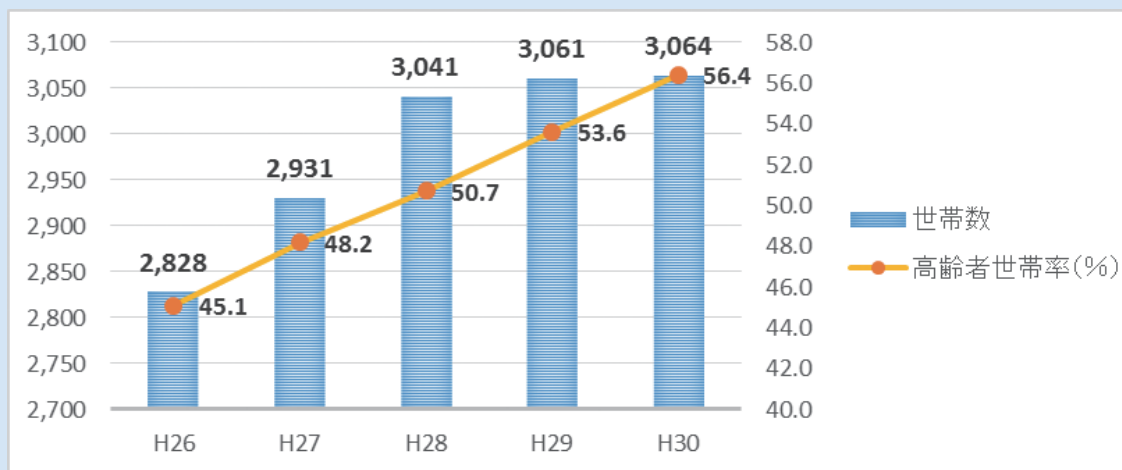
※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

◆ 生活保護費総額に占める医療扶助の割合 ◆



◆ 被保護世帯に占める高齢者世帯率(年度別月平均) ◆



3) とともに暮らす地域づくり

施策
27

国際交流・地域間交流の推進

▶ 施策の意図

様々な交流を通して相互の文化を理解します。

▶ 現状と課題

急速に進むグローバル化により、経済や環境など、国際的に対応しなければならない様々な問題も生じるようになってきました。これらの問題を友好的かつ円滑に解決するためには、日頃の交流を通して、お互いの文化の理解を深めることが何よりも必要です。

都市化が進んだ本市では、外国籍市民も含めて、様々な国や地域の人々が住んでいることから、全ての市民がともに暮らしやすいまちづくり「多文化共生社会」をめざすことが必要です。

また、国内においても、様々な歴史や文化を有する地域が存在します。本市では体験することのできない環境や文化に、市民が直接ふれあうことは、改めて本市の特性を理解し、アイデンティティを確立することに大きく役立つものと考えられます。

▶ 施策の方針

- 国際交流については、海外の姉妹都市・友好都市との相互交流を通じて、異なる文化や生活習慣に関する市民の理解を深め、草加市国際交流協会などの市民団体と協働し、事業を推進していきます。
- 多文化共生については、国際相談コーナーにおける国際理解啓発事業、言葉や文化の違いに配慮した生活適応支援等、様々な形での交流を実践し、本市における「多文化共生社会」をめざします。
- 地域間交流については、姉妹都市昭和村との交流活動の情報発信に努め、市民の積極的な参加を促進することにより、姉妹都市と交流を充実させることで、相互理解の充実を図ります。

▶ 施策の柱

① 国際交流・地域間交流の推進

▶ 関連施策

施策22 市民自治の推進

▶ 関連分野別計画等

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 外国籍市民も含め、お互いに文化の多様性について学ぶ ● 市や地域が実施する交流活動に積極的に参加する ● 外国籍市民などに日本語を教える活動に参加する
地域の役割	● 地域社会の一員として外国籍市民を受け入れる ● 交流イベントの実施など、市外の様々な地域と交流活動を行う
事業者の役割	● 市や地域が実施する交流活動に協力する ● 市外の事業者と連携した交流イベント等を実施する
行政の役割	● 姉妹都市の活動など市外の様々な地域と交流する機会をつくる ● 様々な文化的な背景を持った市民同士が相互に理解し合えるための支援を行う

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

◆ ～ご存知ですか？ 草加市の姉妹・友好都市～ ◆

● 福島県昭和村

昭和村（福島県大沼郡）は、猪苗代湖の南西に位置する人口約1,250人ほどの豊かな自然が息づく山村です。特産品に、からむし（苧麻）の糸で織った「からむし織」製品（着物、小物など）、カスミソウがあります。

● カーソン市

カーソン市はロサンゼルス郡にある人口約92,000人の都市で、昭和54年に姉妹都市を提携して以来、青少年使節団の相互派遣（ホームステイを交互に実施）、市民使節団の派遣など、幅広く市民の有効交流事業を行っています。

● 安陽市

安陽市は中国の内陸部にあり人口約592万人の都市です。中国7大古都の一つで、中国古代王朝の一つである殷の時代の遺跡「殷墟」からは、漢字の起源といわれる「甲骨文字」が発掘されています。



3) とともに暮らす地域づくり

施策
28

人権の尊重

▶ 施策の意図

人権尊重の精神を養います。

▶ 現状と課題

「人権」とは、人間であるが故に、生まれながらにして当然に有する権利です。人権侵害の大きな要因の一つに「戦争」があります。本市では、その悲惨な体験を二度と繰り返すことのないように、昭和62年（1987年）に「平和都市宣言」を行い、平和の大切さを広く訴えるため、毎年、平和を願う市民団体との協働で、講演会、パネル展、映画会などの平和事業を実施してきました。

また、身体的・精神的暴力、性による差別など、私たちの日常生活においては、いまだに人権侵害が起きています。ドメスティックバイオレンス（DV）といわれる配偶者などの親密な間柄での暴力は、大きな社会問題になっています。一人ひとりが人権意識を高め、お互いの人権を尊重し、ともに生きる社会の実現をめざすため、平成28年（2016年）には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消に関する法律」が施行されました。

さらに、人権の一つのテーマとして、男女共同参画社会が挙げられます。昨今、産業構造の変化や少子高齢化にあわせて、本市でも人口減少がはじまります。このような中で、女性と男性がそれぞれの個性や能力を発揮し、性別にとらわれることなく、あらゆる分野に対等な立場で参画し、責任を担っていく男女共同参画社会の実現が求められています。

▶ 施策の方針

- 人権を侵害しない、人権侵害を絶対に許さない、という確固たる人権意識の醸成・高揚のさらなる推進を図ります。
- 男女共同参画社会の実現に向け、家庭・学校・職場・地域などあらゆる場面で、固定的性別役割分担意識の是正、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、配偶者等からの暴力防止等の各種取組を推進します。

▶ 施策の柱

- ① 平和への貢献
- ② 人権啓発の推進
- ③ 人権教育の推進
- ④ 男女共同参画社会の実現

▶ 関連施策

- 施策18 目指す「草加っ子」(15歳の姿)を育む幼保小中を一貫した教育の推進
- 施策19 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
- 施策20 教育環境の整備・充実

▶ 関連分野別計画等

- 草加市人権施策推進基本方針
- 草加市男女協働参画プラン
- 草加市教育振興基本計画

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 人権とは何かを学び、他人と自分の人権を尊重する意識を高める ● 一人ひとりの個性や多様性を認める
地域の役割	● 地域活動において差別などを行わず、一人ひとりが対等な立場で活動する ● 性別や年齢、障がいの有無、国籍などにこだわらず、互いの意見を尊重し合う
事業者の役割	● 事業活動において差別的な取り扱いをしない
行政の役割	● 人権教育や人権啓発の活動を行う ● 平和都市宣言の趣旨を積極的にPRする ● 男女共同参画社会の形成を積極的に進める

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

人権意識の熟成・高揚の推進及び男女共同参画社会の実現に向けて、各種講演会等を実施しています。また、草加市文化会館内に男女共同参画さわやかサロンを開設して、男女共同参画社会推進に関する情報を提供しています。



男女共同参画フォーラム



人権擁護委員による人権教室



男女共同参画さわやかサロン

4) 草加らしい豊かな暮らし

施策
29

学びの成果が発揮される生涯学習の推進

▶ 施策の意図

市民が自発的意志に基づいて、自己に適した手法・方法を選び、生涯を通じて主体的に学習をするライフスタイルの形成を図ります。

▶ 現状と課題

本市では、地域に根ざした生涯学習活動として、平成塾やそうか市民大学などの実施や、獨協大学や上野学園大学短期大学部との連携による講座等を開催するとともに、生涯学習情報提供サイト「マイ・ステージ」を立ち上げ、その周知と内容の充実を図ってきましたが、今後は、学びの成果を活かすための仕組みづくりが課題となっています。

また、文化財の保護・活用については、「草加市文化財保護指針」に基づき、市民の文化財保護意識の高揚と、地域の貴重な文化遺産を保護するとともに、国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」については、保存活用計画に基づき、その適正な保存・活用を図るための取組を進めています。

一方で、中央公民館や川柳文化センターなどの老朽化した生涯学習施設の長寿命化対策や中央図書館の設備の更新など、利用環境の整備が求められています。また、草加の子どもたちが、いつまでも心に残る本との出会いを通して、「生きる力」を身に付けることをめざす「草加市子ども読書活動推進計画」の推進、市民の知的好奇心に応える図書館づくり、読書や図書館の魅力の幅広い発信などの図書館サービスのさらなる充実が課題となっています。

▶ 施策の方針

- 市民一人ひとりのライフステージに応じた多様な学習情報や様々な手法による学習機会を提供するとともに、習得した技能や知識を地域づくりに還元していくことを、他施策との連携を図る中でめざします。
- 公民館・文化センターなどの施設については、新たに策定する長寿命化計画を踏まえ、大規模改修などの長寿命化対策に取り組むとともに、地域の生涯学習活動の拠点として、地域資源としての、大学、NPO法人、サークルや団体などの学習資源を活用し、市民の学習機会の充実に向けた取組を進めます。
- 「草加市文化財保護指針」に基づき、本市の文化財の保護の他、「おくのほそ道の風景地 草加松原」については、周辺環境に配慮しながら、その保存・活用を図り、後世に継承していくとともに、文化財への理解を深めるための取組を進めます。
- 図書館サービスでは、学校・家庭・地域において、市民が読書に親しむ環境を充実させるとともに、ブックリストの配置など読書活動に関する啓発・広報を推進します。

- 中央図書館と公民館図書室や小学校を活用した地域開放型図書室等を結ぶ図書館ネットワーク、他の公立図書館との相互貸借、獨協大学図書館との連携、電子書籍貸出など既存のサービスの利用方法を広く周知し市民が読書に親しむ機会を増やしていきます。

▶ 施策の柱

- ① 生涯を通した多様な学習機会の充実
- ② 公民館・文化センターの整備と生涯学習環境の充実
- ③ 文化遺産の発掘・保存・活用の計画的、継続的な取組の推進
- ④ 読書活動を支える図書館サービスの充実

▶ 関連施策

- 施策14 おもてなしの心が息づく観光の振興
- 施策16 総合的な高年者施策の推進
- 施策18 目指す「草加っ子」（15歳の姿）を育む幼保小中を一貫した教育の推進
- 施策19 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
- 施策20 教育環境の整備・充実
- 施策30 草加らしい文化の創造

▶ 関連分野別計画等

- 草加市教育振興基本計画
- 国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用計画
- 草加市子ども読書活動推進計画

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 生涯を通じて学ぶ意欲を持ち、学習活動に取り組む ● 生涯学習で学んだことを地域やまちづくりに活かしていく ● 子どもたちが学び続ける意欲を持ち続けられるよう興味を喚起する
地域の役割	● 地域の歴史や文化を子どもたちに継承する ● 高年者の知識や技能を子どもたちに伝える
事業者の役割	● 工場見学や様々な体験などの場を提供する ● 企業のノウハウや技術を市民の生涯学習に活かしていく ● 大学が持つ資源を生涯学習活動に活かす
行政の役割	● 生涯学習講座などの学ぶ機会や図書館、公民館などの学びの場を充実させる ● 市の文化遺産を守り、後世に継承する

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

4) 草加らしい豊かな暮らし

施策
30

草加らしい文化の創造

▶ 施策の意図

草加らしい文化を創造します。

▶ 現状と課題

本市では、次世代に本市の文化を継承し、総合的に文化芸術活動を推進していく市としての姿勢を明確化することを背景とし、市民の生きがいつくりや自己実現を支援し、心豊かな市民生活と、魅力ある地域社会を実現することをめざし、「草加市文化芸術振興条例」を制定しています。

文化芸術の振興に当たっては、全ての市民及び地域団体等が、年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず、等しく文化芸術を鑑賞し、参加及び創造することができる環境を整備する必要があります。

▶ 施策の方針

- 草加市文化芸術振興条例に基づき、おくのほそ道のゆかりなど、草加の歴史を尊重し、草加に息づくにぎわいと活気にあふれた文化芸術の振興、向上及び発展を図るため、文化芸術の継承、保護に係る活動、学びの場における取組の支援など、文化芸術活動を推進するために必要な措置を講じ、草加らしい文化芸術の振興を推進していきます。

▶ 施策の柱

① 草加らしい文化の創造

▶ 関連施策

- 施策14 おもてなしの心が息づく
観光の振興
- 施策29 学びの成果が発揮される
生涯学習の推進

▶ 関連分野別計画等

草加市文化芸術振興条例

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 市の歴史や伝統文化などに親しむ ● 文化芸術などに親しむ
地域の役割	● 地域の歴史や文化などを守り、継承する活動を行う
事業者の役割	● 文化芸術活動に対する支援を行う ● 地場産業の職人技をイベントで披露するなどの協力をする
行政の役割	● 文化芸術を学ぶ機会や文化芸術活動を行う場を整備する ● 市内の文化団体の育成を積極的に進める

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

◆ 草加と『おくのほそ道』 ◆

草加市は、俳人松尾芭蕉が『おくのほそ道』の旅の冒頭に訪れ、「其の日漸う草加という宿にたどり着きにけり」という言葉を残した歴史ある宿場町です。

元禄2年（1689年）3月27日、俳聖・松尾芭蕉は、我が国を代表する紀行文学『おくのほそ道』の旅で、第一日目の感慨を「その日ようよう 草加という宿にたどり着きにけり」と示しました。この日、門人の河合曾良とともに江戸深川を発った芭蕉は千住で舟を上がり、見送りの人々に別れを告げ、前途三千里の歩みを進めます。草加市には、二人が歩いた日光街道や草加宿、荷船の往来でにぎわった綾瀬川など、当時の面影が今なお各所で息づいています。

◆ 国指定名勝 『草加松原』 ◆

日光街道の名所として、かつては「千本松原」ともいわれてきた草加松原は、江戸時代の初期に松が植えられたとの伝承を残しています。しかし、その後の長い年月を経て、昭和40年代には環境の変化により成木が70本程度にまで減少する中、多くの市民の取組が功を奏し、復活を見ました。そして平成26年（2014年）3月18日、『おくのほそ道』の雰囲気や今に伝える風致景観の一つとして、国の名勝に指定されました。



4) 草加らしい豊かな暮らし

施策
31

スポーツの推進

▶ 施策の意図

だれもが、いつでも どこでも いつまでも スポーツに取り組める環境をつくります。

▶ 現状と課題

本市では、スポーツに取り組みたいと考えている人に比べ、実際にスポーツに取り組んでいる市民の割合が低い状況です。子どもと高齢者を中心に、運動をする人とならない人の差が広がり、特に、子どもの体力は低下傾向にあります。さらに、多忙化、生活習慣の多様化、運動をする人とならない人の二極化など、社会情勢の変化を適切にとらえる必要があります。

こうしたことから、市民がスポーツに対する意識を高め、自主性を持ってスポーツに取り組み、健やかな心と体を養っていくことが望まれます。

そのためには、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに取り組める環境を整備することが必要です。

▶ 施策の方針

- 「草加市スポーツ・健康づくり都市宣言」をしている本市では、子どものスポーツ環境の整備や障がい者スポーツの推進をはじめとした様々な取組を進め、全ての市民が生涯にわたり、スポーツを通じて健やかな心と体をつくり、連帯の輪を地域に広め、健康な明るいまちづくりを進めていくことをめざします。
- より多くの人々がスポーツに親しめるよう、施設の適切な管理運営や団体及び民間企業との連携、教室や大会などの開催により、スポーツ振興を図るとともに、地域団体と連携し、運動習慣のない人が体を動かす習慣を身に付けるよう積極的に働きかけ、ウォーキングやラジオ体操など、だれもが取り組みやすい運動の普及による、スポーツを通じた健康づくりを推進します。
- 既存施設や学校体育施設の有効活用により、スポーツ指導者とスポーツ団体の育成・支援を行います。あわせて、スポーツ推進委員を主体として地域スポーツを推進し、コミュニティの醸成を図ります。
- スポーツによる健康づくりの拠点となるよう、市北東部における既存施設の整備・更新、中川河川敷の活用を進めるなど、総合的にスポーツを推進します。

▶ 施策の柱

- ① 生涯スポーツの推進
- ② 地域におけるスポーツ活動の推進
- ③ スポーツを通じた健康づくりの推進

▶ 関連施策

- 施策16 総合的な高年者施策の推進
 施策22 市民自治の推進
 施策33 心と体の健康づくり

▶ 関連分野別計画等

- 草加市スポーツ推進基本方針
 草加市スポーツ施設整備計画

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 健康の維持増進について意識し、積極的にスポーツに取り組む
地域の役割	● 健康づくりのための体操やスポーツ大会の開催などに地域で取り組む
事業者の役割	● 事業者として市民が多様なスポーツのできる場や機会を提供する ● 市や地域が実施するスポーツ振興のための活動に協力する
行政の役割	● 市民が多様なスポーツのできる場や機会を提供する ● スポーツ振興を担う人材を育成する

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

◆ ～聖火リレーが草加にやってくる！～ ◆

● 皆さんの思いが届きました

草加市では、東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーを誘致しようと、5万5,087筆の市民の皆さんの署名を集めて大会組織委員会へ要望書を提出しました。また、「聖火リレー県内ルート選定に関する埼玉県アンケート」（平成30年7月実施）では、国内外に誇る場所として「草加松原」が1位を獲得しました。こうした皆さんの熱い想いや期待が実り、聖火リレーのコースに草加市が選定されました。

日光街道の宿場町である草加宿の面影が残る街並みや、「おくのほそ道風景地」として国の名勝に指定されている草加のシンボル634本の松並木「草加松原」を、聖火ランナーの皆さんに走っていただくことをきっかけとして、草加市の魅力を改めて全世界に発信していきます。

※令和元年（2019年）6月現在



4) 草加らしい豊かな暮らし

施策
32

消費者の自立と支援

▶ 施策の意図

消費者としての権利の尊重とその自立を進めます。

▶ 現状と課題

国際化・情報化・規制緩和の進展などに伴い、市民の消費生活に便利さ・快適さがもたらされる一方で、商品などの欠陥・不良による被害の発生や、不当な商取引行為などによって、消費者の生命・身体・財産を損なう様々な問題が生じています。

▶ 施策の方針

- 今後、こうした不当行為や消費者事故などは、さらに複雑・多様化することが予想されるため、啓発事業の展開によって、知識の習得や被害の回避を行うとともに、実際の被害救済や被害拡大の防止に努め、相談事業を通じて、様々な消費者事故などの情報を収集します。
- 「草加市いきいき消費生活条例」に基づき、消費者の権利を尊重するとともに、市民が環境などに配慮した消費生活を営むことができるよう、必要な施策を講じ、消費者一人ひとりが主体的に消費生活に関する情報収集に努めながら、考え、行動できる自立した消費者となるよう、消費者団体などと連携しながら支援に努めます。
- 安全で豊かな市民生活を営むことができるよう、消費者としての権利の尊重と、様々な自立支援を進めます。

▶ 施策の柱

① 消費者としての権利の尊重と自立支援

▶ 関連施策

施策 3 環境を守り育てる

▶ 関連分野別計画等

草加市いきいき消費生活条例

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 商品や消費に関して学習し、正しい知識を身につける
地域の役割	● 地域での助け合いなどを通じて、消費者被害に遭っている人を発見する ● 地域での助け合いなどを通じて、消費に関する正しい情報を伝える
事業者の役割	● 事業活動を通じて正しい商品知識等を伝える ● 日常的に事業の体験ができる機会を提供する
行政の役割	● 商品や消費に関する正しい情報を提供する ● 学校教育・社会教育の場などを通じて、子どもにも大人にも正しい消費者教育の場を提供する。 ● 地場産業の社会科見学など、体験できる機会を提供する

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、具体的な取組ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO



◆ 消費生活センター ◆

商品の購入やサービスの契約に伴うトラブルの相談窓口として、消費生活センターを設置しています。

専門相談員が相談内容に応じて、トラブルの早期解決を図るため、あっせん交渉や助言などを行っています。

また、悪質な消費者被害を未然防止するため、被害事例や必要な対策を市ホームページなどで情報提供しています。

◆ 消費生活モニター制度 ◆

生活必需品の価格調査を始め、消費生活に関する情報や意見の収集を行うため、消費生活モニターを設置しています。消費生活モニターは、研修や情報交換などの活動を通じて、消費者意識の向上や情報の収集・発信に努めています。

なお、生活必需品の価格調査は適宜行い、その結果を市ホームページで公表しています。



4) 草加らしい豊かな暮らし

施策
33

心と体の健康づくり

▶ 施策の意図

運動、栄養管理、疾病の予防、早期発見などを通して、市民の心と体の健康づくりを促進します。

▶ 現状と課題

保健・医療を取り巻く環境は大きく変化し、市民ニーズもますます高度化、多様化しています。急速な少子高齢化の進展や生活習慣病の増加などに伴い、健康寿命の延伸のため、がん検診や特定健診等の受診促進のほか、運動や食生活といった生活習慣の改善支援など、生活習慣病を予防する取組が重要となっています。

また、平成28年（2016年）の自殺対策基本法改正により、自殺対策計画の策定が義務付けられました。自殺予防対策として、心の健康づくりの支援も求められています。

▶ 施策の方針

- 「草加市スポーツ・健康づくり都市宣言」の趣旨に基づき、市民一人ひとりが、自分の健康は自分でつくるという自助の考え方を基本として、健やかで心豊かに生活ができる活力ある社会をめざし、心身の健康の保持・増進を図り、健康寿命延伸のための総合的な施策を推進します。
- 乳幼児から高齢者に至るまでの各ライフステージに応じた保健事業の実施や、母子保健に関わる相談体制の充実、一次予防を中心とした生活習慣病対策の推進、高齢者の介護予防などの支援を行い、世代を超えた健康づくりの普及啓発に取り組みます。

▶ 施策の柱

- ① 健康づくりの啓発と実践
- ② 乳幼児・妊産婦への健康支援
- ③ 成人・高齢者への健康支援
- ④ 国民健康保険の推進
- ⑤ 高齢者医療制度の推進

▶ 関連施策

施策16 総合的な高年者施策の推進
 施策23 地域福祉の推進
 施策31 スポーツの推進

▶ 関連分野別計画等

そうか みんなで 健康づくり計画
 (草加市健康増進計画・草加市自殺対策計画・草加市食育推進計画)

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 栄養・休養・睡眠・運動に留意して健康寿命を伸ばすよう努力する ● 健康診断を受診し、自分の健康状態をチェックする
地域の役割	● 高年者などが地域で集まれる場を設け、高年者が外出する機会をつくる ● 健康づくりのための体操など、地域で取り組める健康づくり活動に取り組む
事業者の役割	● 心身両面での健康を保つことができるようにするため職場環境を良好に保つ
行政の役割	● 積極的に情報提供をし、各種検診などへの参加を促す ● 健康の維持増進に向けた健康指導や健康教育などを行う ● 運動のしやすい環境を整備する（歩きやすい道・安全な道）

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

◆ 草加市子育て世代包括支援センター「にんしん出産相談室 ぽかぽか」 ◆

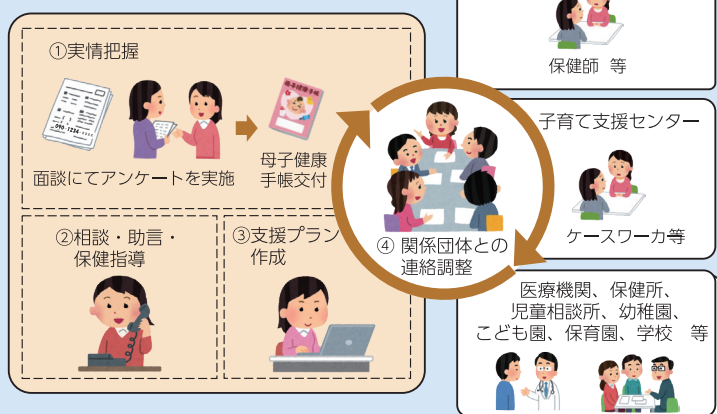
● 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うワンストップ窓口

妊産婦・乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を行います。

● 業務内容

- ① 妊産婦の実情を把握し、母子健康手帳を交付します。
- ② 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行います。
- ③ 必要に応じ、個別の妊産婦を対象とした支援プランを作成します。
- ④ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行います。

「にんしん出産相談室 ぽかぽか」



4) 草加らしい豊かな暮らし

施策
34

医療環境の充実

▶ 施策の意図

安全で安心な医療環境の実現をめざします。

▶ 現状と課題

市民が医療に関し不安なく生活するためには、必要なときに、住みなれた地域で、症状に応じた医療が受けられる体制が確保されなければなりません。

そこで本市では、休日当番医制事業や子ども急病夜間クリニックにより、休日や夜間の一次医療*のニーズに対応しています。

また、地域の中核病院である市立病院においては、「市民のいのちと健康を守り、地域医療の中核を担う」ことを基本理念とし、救急医療や高度医療を担い、医療水準の向上に努めています。しかし、少子高齢化の急速な進展や、医療ニーズの多様化などにより、医療を取り巻く環境は常に変化をするため、一次医療を担う地域医療機関との連携の重要性が増すとともに、大規模災害等に対応する医療機能も強く求められています。

▶ 施策の方針

- 一次、二次医療*の適切な利用が浸透するよう普及・啓発活動を進めるとともに、医療機関がそれぞれの機能を十分発揮できるよう、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会などとの協働により、地域における医療環境の充実を図ります。
- 市立病院については、地域の中核病院として、総合的・急性期医療を基盤に、高度専門医療、二次救急と地域医療連携の充実に努めるとともに、災害拠点病院としての体制強化も図り、災害時対応へのより一層の充実に努めます。

▶ 施策の柱

- ① 地域医療体制の推進
- ② 市立病院の健全な運営の推進

* 一次、二次医療… 風邪や腹痛など日常的な疾病を対象とし、地域の診療所などで対応するのが一次医療、症状が重く専門性の高い治療が必要な医療に、市立病院などで対応するのが二次医療

▶ 関連施策

—

▶ 関連分野別計画等

草加市立病院マスタープラン

▶ 草加市未来まちづくり市民会議で出された協働のイメージ

市民の役割	● 健康の維持増進に努める ● 早めに医療機関にかかり、医療費がかからないように努める
地域の役割	● 救急車を呼んだときなどに役立つ本人の持病などの情報共有を、可能な範囲で地域ぐるみで進める
事業者の役割	● 市民の健康増進に向けた指導や情報提供を行う ● かかりつけ医などが適切に医療サービスを提供する ● 相談窓口を充実させる
行政の役割	● 市立病院を適切に運営し、市民のニーズに応える ● 地域医療、救急医療のサービス向上に向けて関係機関等との連携を強化する ● 電話相談の充実など、家庭でも体調の悪化等に対応できる体制を整える

※このイメージは各施策における役割分担の一例です。実際の役割分担は、個別施策ごとに関係する各主体の協働の中で決まってくるものと考えます。

INFO

◆ 地域医療連携 ◆

● 地域のクリニックや診療所の先生と一緒に、患者さんの健康をお守りしていきます。

患者さんの居住地域でご自身の体のことをいつでも気軽に相談したり診察できる身近な地域の医師を「かかりつけ医」と言います。かかりつけ医は、健康に関することを何でも相談でき、必要なときは専門の医療機関を紹介してくれます。

市立病院は、救急病院の指定を受けた「二次救急医療機関」として、かかりつけ医から紹介を受けた、検査が必要な人・緊急を要する人・症状が重い人の診療や手術を24時間体制で行う役割を担っています。



